

全国厚生労働関係部局長会議

厚生分科会資料

(説明版)

平成21年1月20日(火)

大臣官房統計情報部

目 次

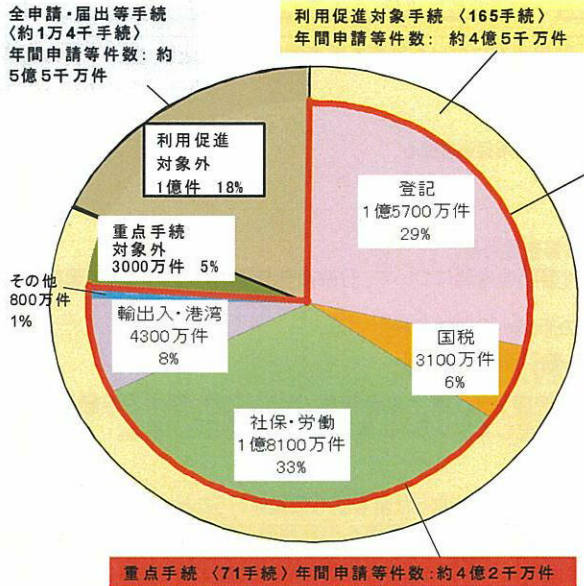
	頁
1 利便性・サービス向上が実感できる電子行政の実現について - - - -	1
2 平成21年度統計情報部歳出予算案の概要 - - - - -	3
3 人口動態調査について - - - - -	3
4 医療施設調査について - - - - -	4
5 社会福祉施設等調査について - - - - -	4
6 介護サービス施設・事業所調査について - - - - -	5
7 社会福祉施設等調査及び介護サービス施設・事業所調査について <公共サービス改革法による民間委託> - - -	5
8 21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）について - -	6
9 中高年者縦断調査（中高年者の生活に関する継続調査）について - - -	6
10 21世紀出生児縦断調査について - - - - -	7
11 国民生活基礎調査について - - - - -	7

オンライン利用拡大行動計画の概要

(1) 政府全体の概要

■ オンライン利用の拡大に向けた基本方針

1. 平成21年度から3年間に集中的に取り組む行動計画を政府全体として策定
2. 重点手続を絞り込み
 - ◆ 165手続 → 71手続(全申請件数の76.5%をカバー)
 - ◆ 重点手続分野ごとに取組方針と目標値を設定



< 重点手続選定の考え方 >

- ◆ 国民や企業による利用頻度が高い年間申請等件数が100万件以上の手続
- ◆ 100万件未満であっても主として企業等が反復的又は継続的に利用する手続 等

登記	国税	働 社 会 保 険 保 険 労	輸 出 入 ・ 港 湾	出 願 関 連	産 業 財 産 権	自 動 車 登 録	そ の 他
5	15	21	20	1	1	8	

(2) 重点手続の目標値

- ◆ 利用率向上の成果が現れるまでに一定期間を要する手続もあるため、重点手続分野ごとに5年後の新たな目標値を設定
- ◆ 企業・士業中心の手続など、取組の効果が比較的早期に現れるもの(54手続)については、分野ごとに3年後の目標値を設定

重点手続全体での目標値(71手続)		H19年度末 (実績)	H23年度末*	H25年度末
		43%	(62%)	72%
うち取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる手続(先行54手続)		48%	66%	
手続分野ごとの目標値	登 記 (約1億5千700万件) <5手続>	34%	(56%)	71%
	うち先行3手続	36%	57%	
	国 税 (約3千100万件) <15手続>	23%	(55%)	65%
	うち先行11手続	38%	70%	
	社会保険・労働保険 (約1億8千100万件) <21手続>	42%	(60%)	70%
	うち先行11手続	47%	65%	
	上記以外 (約5千100万件) <30手続>	88%	(90%)	91%
	うち先行29手続	91%	92%	

*「平成23年度末」欄について

上段: 重点71手続全体及び重点手続分野ごとに設定した25年度末の目標値に向けた取組の過程における23年度末の「計画値」。

下段: 重点手続のうち、取組の効果が比較的早期に現れやすいと考えられる先行54手続全体及び重点手続分野ごとに設定した23年度末の「目標値」。

(3)厚生労働省の取組

□当省の「重点手続」とオンライン利用率の目標値の設定

- 利用促進対象となっている74手続の中から、「重点手続」として、21手続を選定し、今後5年間の目標値を設定。(表1参照)
- 「重点手続」のうち、比較的早期に利用促進の効果が期待できる11手続を「先行手続」として選定し、今後3年間の目標値を設定。(表2参照)

表1. 重点手続の、今後5年間の目標利用率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
目標値		43%	47%	51%	60%	65%	70%
実績値	42%	-	-	-	-	-	-

表2. 早期に効果が期待できる重点手続の、今後3年間の目標利用率

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
目標値		48%	52%	56%	65%
実績値	47%	-	-	-	-

当省全体としては、社会保険・労働保険分野の手続に係るオンライン利用促進に向けた措置を重点的に行うこととし、主に下記の観点から、担当各部局による具体的措置を行うこととする。

□窓口来所型サービスの導入

- パソコンの使用に不慣れな高齢者や、中小零細事業主等への配慮した利用促進を図る。
- オンライン入力の補助・代行サービス等の充実を図る。

□使い勝手の向上

- 利用者の視点に立った使い勝手の向上を目指したシステム改修を進める。
- 住民基本台帳ネットワークを活用する手続の拡大を図り、添付書類の省略について、行政機関相互のバックオフィス連携について検討する。
- 土業による代理申請時の本人確認の省略について、未実施の手続への拡充を検討する。

□国及び地方公共団体におけるオンライン利用の拡大

- オンライン利用の拡大や、業務の効率化を図る観点から、健康保険・厚生年金保険・雇用保険に関する手続を国が行う場合、原則としてオンライン利用することとし、政府全体が率先してオンライン申請を実施することとする。

□広報・普及啓発

- 地方支分部局において、利用勧奨を行う等、本省と地方支分部局が一体となった全省的な取組を行うこととする。
- 社会保険・労働保険関係手続を行う機会の多い社会保険労務士と連携し、事業所等への利用勧奨等を図る。

平成21年度統計情報部歳出予算案の概要について

1. 予算概要

	平成20年度 予算額	平成21年度 予算額	対前年度比
統計情報部	7,067,079	7,453,608	386,529(5.5%)
一般会計	6,357,774	6,269,057	△ 88,717(△ 1.4%)
労働保険特別会計	709,305	1,184,551	475,246(67.0%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,340,825	4,075,203	△ 265,622(△ 6.1%)
情報化関係経費	2,681,659	3,357,957	676,298(25.2%)

2. 主な事業内容

○ 統計調査関係経費(厚生関係)

(1) 統計調査の民間開放・市場化テストへの対応

- ・ 社会福祉施設等調査
- ・ 介護サービス施設・事業所調査

(2) 厚生統計委託専任職員(社会福祉関係)の給与の見直し

334,239千円 → 291,643千円

「人口動態調査」について

(調査の概要)

毎月、出生、死亡、死産、婚姻及び離婚について、全数を把握。

(オンライン報告の導入状況)

平成15年1月分から、「人口動態調査オンライン報告システム」が稼働しており、16年2月分からは市区町村においても利用が可能。

平成20年12月末現在の導入状況は次のとおり。

- ① 都道府県 47
- ② 保健所 402
- ③ 市区町村 1,183

「医療施設調査」について

(目的)

全国の医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに医療施設の診療機能を把握して医療行政の基礎資料を得る。

(周期)

- ・ 静態調査：3年ごとに全医療施設の詳細な実態を把握
- ・ 動態調査：毎月、医療法上の各届(開設・廃止・変更等)について処分が発生した状況を把握

(平成21年度の実施)

動態調査のみを実施(国への提出期限は各届出の受理又は処分があった月の翌月20日)

施設名、所在地、開設者、許可病床数、診療科目等を把握

「社会福祉施設等調査」について

(目的) 全国の社会福祉施設等の数、定員、在所者、従事者の状況等を把握し、社会福祉行政推進のための基礎資料を得るとともに、社会福祉施設等調査名簿を作成することを目的とした調査

(周期) 3年周期で行う精密調査とその中間年の簡易調査で構成されている。平成21年度は精密調査の実施年に当たる。

(調査期日) 毎年10月1日現在

「介護サービス施設・事業所調査」について

(目的) 全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得るとともに、介護サービス施設・事業所名簿を作成することを目的とした調査

(調査期日) 毎年10月1日現在

「社会福祉施設等調査」及び「介護サービス施設・事業所調査」について

＜公共サービス改革法による民間委託＞

- ・ 平成20年度まで地方公共団体に委託していた部分を国直轄に引き上げ民間委託。
- ・ 平成21年度は、5月1日現在の調査客体名簿の作成、10月1日までの新設施設・事業所の把握及び調査客体名簿の作成を地方公共団体に協力依頼予定。

21世紀成年者縦断調査(国民の生活に関する継続調査)について

(調査対象)平成14年10月末現在で20～34歳であった男女及びその配偶者

(目的)調査対象となった男女の結婚、出産、就業等の実態及び意識の経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働行政施策の企画立案、実施等のための基礎資料を得ることを目的とした調査

(調査時期)平成14年から毎年11月第1水曜に実施。
平成21年度は第8回の調査を実施することとしている。

中高年者縦断調査(中高年者の生活に関する継続調査)について

(調査対象)平成17年10月末現在で50歳～59歳の男女

(目的)調査対象者を追跡して、その健康・就業・社会活動について、意識面・事実面の変化の過程を継続的に調査し、高齢者対策等厚生労働行政施策の企画、実施、評価のための基礎資料を得ることを目的とした調査

(調査期日)平成17年から毎年11月第1水曜に実施。

平成21年度は11月に第5回の調査を実施することとしている。

<留意事項>

21世紀成年者縦断調査及び中高年者縦断調査

- ・該当者名簿等の紛失事例が発生したことから、調査員の指導を改めてお願いしたい。

21世紀出生児縦断調査について

(調査対象) 21世紀の初年(2001年)に出生した子

(目的) 調査対象者の実態及び経年変化の状況を継続的に観察することにより、少子化対策等厚生労働施策の企画立案、実施のための基礎資料を得ることを目的とした調査

(調査期日) 平成13年から毎年実施。(1月出生児: 1月18日、7月出生児: 7月18日)

平成21年度は平成21年7月に第8回の調査を、平成22年1月に第9回の調査を実施することとしている。調査方法は、統計情報部から対象となる世帯へ調査票を直接郵送し、世帯から直接郵送によって回収する方法で実施している。

「国民生活基礎調査」について

(目的)

- ・ 保健、医療、福祉、年金、所得等に関する実態を世帯から総合的に把握し、厚生労働省の所掌事務に関する政策の企画及び立案に必要な基礎資料を得る
- ・ 各種世帯調査の客体を抽出するための親標本を設定する

(周期)

大規模調査: 昭和61年を初年とし、以降3年ごとに都道府県・指定都市別推計が可能な調査を実施

簡易な調査: 大規模調査の中間の2か年は、世帯及び世帯員の基本的事項及び所得の状況を把握

(調査期日)

平成21年度は簡易調査の実施年

世帯票 …………… 平成21年6月 実施

所得票 …………… 同 7月 実施